

資料 1

相次相続控除

前の相続（一次相続）と今回の相続（二次相続）が10年以内に発生し、二次相続の被相続人が

一次相続の相続税を納めていた場合に、二次相続の相続税が軽減される制度。
相続を放棄した者および相続権を失った者や、遺贈により財産を取得した場合は、この相次相続控除の適用は受けられない。

計算式

各相続人の相次相続控除額の計算式は以下のとおりです。

$$A \times \frac{C}{B - A} \left[\begin{array}{l} \text{もとめた割合が} \\ \text{1を超えると} \\ \text{は、1とする。} \end{array} \right] \times \frac{D}{C} \times \frac{10 - E}{10}$$

- A: 二次相続の被相続人が、一次相続で支払った相続税額
B: 二次相続の被相続人が、一次相続で相続した財産の価額
C: 二次相続で相続人等の全員が相続した財産の合計額
D: 相次相続控除を受ける相続人が、二次相続で取得した財産の価額
E: 一次相続から二次相続までの経過年数（1年未満の端数は切り捨て）